

# 東京都糖尿病医療連携協議会設置要綱

平成20年11月27日付20福保医政第1021号  
改正 平成24年3月30日付23福保医政第1983号  
改正 平成25年3月7日付24福保医政第1897号  
改正 平成30年3月30日付29福保医政第2414号  
改正 令和5年6月30日付5福保医政第647号

## 第1 趣旨

東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱（平成20年11月27日付20福保医政第1021号）の定めるところにより、東京都糖尿病医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 第2 協議事項

協議会は前項の趣旨に従い、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 糖尿病医療連携に資するツールの活用促進
- (3) 「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度の運用
- (4) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (5) 都民及び医療従事者に対する糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (6) 糖尿病医療連携に係る評価検証
- (7) 各糖尿病医療連携圏域別検討会との連携、支援
- (8) その他、糖尿病医療連携体制の構築について、全都的な対応が必要な事項

## 第3 協議会委員の構成

学識経験者、各糖尿病医療連携圏域別検討会を代表する者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、東京都栄養士会、行政機関職員、その他関係団体等で保健医療局長が必要と認める者から構成する。

なお、各糖尿病医療連携圏域別検討会を代表する者の委員については、圏域別検討会事務局業務を都から受託している病院等の当該事務局の管理者又は統括責任者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、東京都栄養士会の委員については、各団体において糖尿病医療分野を担当する役員、その他の関係団体のうち東京都糖尿病協会、東京都保険者協議会の委員については、各団体において糖尿病医療分野を担当する役員とする。

## 第4 委員の任期

委員の任期は2年とする。

なお、再任は妨げないものとし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5 会長

協議会には会長を置き、委員の互選により選任する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が第3に掲げる者のうちから指名する者が代理

する。

## 第6 部会

- 1 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。
- 2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員又は会長が指名する者の中から福祉保健局長が別に委嘱若しくは任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。

## 第7 部会長

- 1 部会には部会長を置く。
- 2 部会長は、会長の指名により選任する。
- 3 部会長は、部会を統括するとともに、部会における協議結果を会長に報告する。

## 第8 招集等

- 1 協議会及び部会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて協議会及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第9 会議の公開等

- 1 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

## 第10 庶務

協議会の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

## 第11 委員等への謝礼の支払

- 1 第3及び第6の2に掲げる委員並びに第8の2に掲げる者の協議会及び部会への出席に対しては、謝礼を支払うこととする。
- 2 月の初日から末日までに開催した協議会及び部会への出席に対する謝礼は、その総額を翌月までに支払うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和 5 年 6 月 30 日までの間、第 3 及び第 10 中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。